

令和6年度 宮城県社会福祉協議会事業報告

経 営 理 念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組むとともに、公共性の高い施設運営を通じて、豊かな福祉社会の実現を目指します。

経 営 方 針

- 1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- 2 地域における福祉サービスの担い手確保・育成に対する支援
- 3 安心して地域で暮らし続けられる支援体制の整備
- 4 安定的・継続的に地域福祉を推進するための運営基盤の強化
- 5 本会施設等における質の高いサービスの提供とセーフティネット機能の発揮

令和6年度事業の基本的な考え方

近年の社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、物価高騰などの複合的な要因により、地域での支え合い機能の脆弱化や介護ニーズの増大、生活困窮者の増加など、分野を超えた課題が山積しており、既存の社会保障や福祉政策では対応しきれない状況にあります。また、自然災害が頻発化・激甚化している中、災害時に大きな助けとなる、人と人とのつながりを平時からつくっていくことが求められています。

そうした中、国は「重層的支援体制整備事業」を創設し、地域住民が抱える複雑化した支援ニーズを受け止める包括的な支援体制の整備や、住民同士の顔の見える関係性を構築するための支援を行うなど、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

宮城県では、東日本大震災の際に、沿岸部において被災者自身が被災者支援の役割を担い「共に支え合う」という、地域共生社会の実現につながる取組がありました。そこから得られた知見を活かしながら、宮城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）としても、県と連携・協力し、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、地域福祉活動を推進する関係機関等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」の運営を通じて、情報・課題の共有や、実態調査及び情報発信を行い、各市町村における地域共生社会の実現へ向けた取組の促進を図ります。また、地域福祉活動の担い手や福祉人材の不足などの課題に対して、創意工夫を凝らして取り組んでいきます。

本会には、高齢者や障害児（者）等の入所施設を運営しているという大きな特徴があります。この特徴を活かして、障害や生活困窮などの様々な要因により生活に支援を要する方々が、ニーズに応じた適切な場所で生活し、高齢になり介護が必要な状態になっても安心して生活できる体制をつくっていくことが必要であると考えています。地域の関係機関との連携を深めつつ、将来的にそのような体制を構築していくことを念頭に置き、指定管理施設や自主運営施設において、適切な運営や、ニーズに応じた質の高いサービスの提供に努めていきます。

上記の取組を含め、経営方針や宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画（以下「地域福祉推進計画」という。）に基づいた各種事業を推進し、経営理念に掲げている「豊かな福祉社会の実現」を目指します。

事業報告の概要(主な事務事業)

令和6年度事業の基本的な考え方にに基づき、次の事務事業に取り組みました。

1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進

【地域福祉推進計画…基本方針1】

183,036,388円

(1) 地域福祉活動の推進

宮城県と共に宮城県地域共生社会推進会議を運営し、会議を8月と12月に開催しました。令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、宮城県が推進会議を宮城県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして位置付けたことにより、12月の会議では、孤独・孤立対策をテーマに行政説明や基調講演、事例報告を行いました。また、3町社協の地域福祉活動計画の策定委員やアドバイザーとして関わり、地域住民や関係者が地域課題を把握し相互に連携・協力するとともに、住民主体の活動が広がるよう助言しました。

コミュニティソーシャルワークの視点を持つ人材を育成するための研修を2回開催43人が受講し、市町村社協をはじめ地域福祉関係職員の資質と実践力の向上に取り組みました。

介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑な実施に向けて、市町村支援のプラットフォームとして宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局を運営し、市町村が取り組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実が図られるよう、県内14市町の担当課や26市町の社協等を延べ83回訪問し、現状の把握や助言を行い、見守り活動など地域における支え合い活動の充実に努めました。

(2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの充実

社協に求められる役割の理解と情報共有のため、8月に市町村社協会長・事務局長会議を、1月に事務局長会議を開催し、目指すべき方向性や課題を共有しました。また、市町村社協が連携し、情報共有、課題研究、基盤強化及び職員の資質向上を図るため「宮城県市町村社会福祉協議会連絡会」を運営し、10月及び2月に幹事会を開催しました。そのほか、11月には県内3圏域(県北・県中央・県南)で圏域会議を開催し、3市町村社協からの取組報告や「人件費に関する懸案事項と対応」、「社協会費や民間財源の活用」についての意見交換を行い、経営に係る課題を共有しました。

(3) 東日本大震災に係る復興支援から得られたノウハウの普及

災害時対応と平時の取組の重要性について認識を高めるため、本会が令和3年3月に策定した「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地(者)支援指針」を、宮城県災害派遣福祉チーム員養成研修や、本会新任職員研修で

活用し、人材育成に努めました。また、七ヶ浜町社協でのサロン活動支援や南三陸町社協での被災者支援月例会議などで、被災市町社協の個別の状況に合わせた助言や情報提供などの支援を行いました。

(4) ボランティアの育成と福祉教育の推進

市町村社協ボランティアセンターが開催した運営会議に委員・オブザーバーとして5回、研修講師として11回出席しました。また、川崎町社協と共に地域指定福祉教育推進事業を実施し、住民の社会福祉問題への関心と理解を深めるなど、福祉教育の推進に努めました。

住民によるボランティア活動の活性化のため、ボランティア・市民活動振興基金の運用収益を、市町村社協に対して人口規模に応じて助成し、ボランティア養成研修などに活用されています。

(5) 元気高齢者の社会参加促進

県内5地域で運営している「宮城いきいき学園」では、新型コロナウイルス感染症の影響と定年制の延長や就労意識の高まりなどから、令和2年度以降入学者数が減少傾向にありましたが、令和6年度は前年比で11人増加し、82人が入学しました。また、それぞれの地域で社会貢献に参画できる人材の育成等を目的とした2年間のプログラムに取り組み、69人が卒業しました。卒業生には、地域活動におけるリーダーとしての役割を期待し「生きがい健康づくり推進協力員」を委嘱しています。

「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」には、117人の選手を派遣し、サッカーやマラソンなど複数の種目で入賞を果たしました。「宮城シニア美術展」は、せんだいメディアテークで開催しました。120点の作品を展示し、来場者数は660人でした。選手の派遣や作品の展示を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりに寄与しました。

(6) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

災害ボランティアセンターの準備・運営研修や災害ボランティア運営スタッフ体験研修を7回開催し、社協を中心に展開する被災者支援を行う人材の育成に努めました。また、災害時に備え、オンライン上で編集可能な表計算ソフトを活用して情報収集訓練を実施したほか、県内の市町村社協で共通使用できる災害ボランティアセンター運営支援システムを円滑に活用するための研修会を6市町村社協で開催し、災害対応力の向上に努めました。

(7) 各種団体との連携と取組に対する支援

宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の事務局を担い、協議会についての理解促進と災害時受援体制強化のための市町村説明会を2回開催し、19市町村が参加しました。また、宮城県災害派遣福祉チーム員の養成研修を3回開催55人が受講し、災害時要配慮者への福祉支援活動の充実に取り組みまし

た。

市町村社協及び福祉関係団体から福祉施策等に関する要望を募集し、10団体から17件の要望が提出されました。本会からの要望と併せて、9月19日に宮城県知事宛てに提出しました。

各種団体との連携として、災害時の迅速な支援や情報共有につながるよう、各種別協議会と情報交換会を開催し、平時からの顔の見える関係の構築を図りました。

2 地域における福祉サービスの担い手確保・育成に対する支援

【地域福祉推進計画…基本方針2】

419,984,469円

(1) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

民生委員・児童委員の研修会は4回開催し、474人の参加がありました。また、社会福祉施設の職員に対する研修会は19回開催し、高齢や障害、児童などの分野において質の高いサービスを提供できる人材の育成を図りました。

サービス管理責任者等研修は、基礎研修、実践研修及び更新研修を実施したほか、令和6年度は障害福祉事業者のニーズに応じて、専門コース別研修（意思決定支援）を他団体と共同開催しました。

よりニーズに即した研修を実施できるよう、研修後のアンケートに加えて、3月に県内社会福祉施設を対象とした研修ニーズの調査を実施し、今後の研修企画に活用していくこととしています。

(2) 多様な人材確保の取組の推進

福祉人材無料職業紹介事業による採用人数は178人でした。前年度の実績は214人であり、36人減少しました。「福祉のしごと説明会」など、就職関連イベントの求職参加者数は前年度より増えたものの、採用数には比例しない結果となりました。上記178人中、福祉・介護人材マッチング機能強化事業による採用人数は59人で、前年度比で2人増加しています。各ハローワークとの共同主催である「福祉のしごと面談会」を、新たに登米地域でも開催したことが増加の要因となりました。

そのほか、若者世代や高年齢者の福祉職への参入促進を図るため、高校等6校での「福祉のお仕事魅力探求セミナー」や、大学等の学生向けの職場説明会、社会福祉法人3か所で一般求職者向けの「介護補助講習会」等を実施しました。

各種修学資金貸付事業については、貸付要件を一部改正した介護職再就職準備金の貸付件数が前年度比80%、保育士再就職準備金の貸付件数が前年度比240%となったほかは、ほぼ前年度同様の実績となっています。

3 安心して地域で暮らし続けられる支援体制の整備

【地域福祉推進計画…基本方針3】

531,985,886円

(1) 権利擁護の推進

宮城県が主催する成年後見制度の利用促進を目的とした会議に出席し、各市町村や広域的な支援関係機関と情報交換を4回行いました。また、1月に、宮城県が設置した「宮城県成年後見制度利用促進協議会」に参加しました。

日常生活自立支援事業では、福祉サービス利用に関する相談や日常的金銭管理などを行い、関係機関と連携して利用者への支援を行いました。新規契約者数は73人で、令和6年度末の実利用者数は448人となりました。

運営適正化委員会は、福祉サービスを利用する方々などからの相談や苦情の解決に努めるとともに、福祉サービス事業者へポスターやパンフレットを配布して幅広く苦情解決制度の周知を図りました。また、苦情解決が円滑に行われることを目的として研修会を行ったほか、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確認のために現地調査等を実施しました。

(2) セーフティネット機能の充実と強化

様々な課題を抱える低所得者等の世帯に対し、市町村社協や民生委員などと連携し、75世帯に対して各世帯に即した生活福祉資金の貸付けを行い、生活の自立を支援しました。

なお、新型コロナ特例貸付を含めた債権管理については、償還計画に基づき適正に返済されるよう、市町村社協をはじめ関係機関と連携して償還指導を行いました。

中国帰国者等が地域で安心して暮らすことができるよう、中国帰国者支援・交流センターの通所者に対し日本語学習支援や交流活動のほか、生活上の困りごとへの来所及び電話による相談対応、通院等に係る通訳派遣等を行いました。

4 安定的・継続的に地域福祉を推進するための運営基盤の強化

【地域福祉推進計画…基本方針4】

329,711,026円

(1) 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保などの財産管理と、不正防止などの運営上のリスク管理の徹底を図り、健全な法人運営に努めました。平成29年度以降引き続き会計監査人を設置し、社会福祉法に基づく監査を受けています。また、限られた補助金・委託金等の効率的な執行や基金の的確な運用を図り、運営基盤の強化を図りました。

職員確保に向けて、高校、大学等へ採用試験の案内を行うとともに、職員採用説明会を9回開催しました。また、採用試験の在り方を見直し、教養試験を

廃止するとともに、受験から合否通知までの期間を短縮しました。採用試験は6月、10月、12月に計3回実施し、応募者は70人、内定者は24人でした。応募者は昨年と比較し、若干減少しています。

職員の役割及び法人理解の促進と、資質・能力の向上のため職員階層別研修を計画的に実施しました。10月には新任職員の育成及び定着を目的として、知識の習得のほか、宿泊研修を実施し、同期職員との交流を図りました。

なお、令和6年度から県内市町村社協職員の人材育成のため、本会の職員階層別研修への参加を可能としました。

(2) 地域福祉の推進のための情報発信

地域福祉の推進に向けた情報発信として、各地域の福祉活動事例や本会事業の紹介などを掲載した広報誌「福祉みやぎ」を6回発行しました。また、ホームページでは、高齢・障害・子ども等の分野を超えた活動や住民の支え合い活動の参考事例について情報発信し、他地域への波及を図っています。

5 本会施設等における質の高いサービスの提供とセーフティネット機能の発揮

【地域福祉推進計画…基本方針4】

4, 093, 931, 511円

(1) 指定管理施設の適正な運営

① 宮城県船形の郷

施設の建替え整備が完了したことに合わせ、求められる社会的使命を果たすため、支援体制を再編し強化に努めました。また、強度行動障害を有する利用者への対応として、国立のぞみの園で行われた専門的な現任研修に職員を派遣し支援技術の習得を図りました。

利用者の高齢化や障害の重度化、疾患等による身体機能の低下に対応するため、新たにリハビリテーション支援部を設置し、利用者の生活状況の維持・改善に努めました。延べ356人の利用者に身体機能の評価や基本動作訓練などの支援を行いました。

そのほか、令和6年度から県内の障害者施設の職員を対象に強度行動障害支援者実践研修を実施しています。

② 宮城県援護寮

精神障害者が希望する地域生活を実現するために、家事や金銭管理などの日常生活能力を向上させるため、日中プログラムによる支援や生活に関する相談・助言などを行いました。医療機関、相談支援事業所及び行政等の関係機関と連携を図りながら対応しています。また、利用者のコミュニケーションスキルの向上を目指し、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を活用して円滑な地域生活を送ることができるよう支援しました。

③ 宮城県七ツ森希望の家

在宅心身障害児（者）の保養施設として、延べ4, 125人の利用がありました。コロナ禍で低迷していた利用率は、前年度と同程度でコロナ禍前の利用者数には至りませんでした。引き続き、利用者の増加につながる企画の立案などに努めていきます。

そのほか、レクリエーション活動や介護者の療育相談などを行い、在宅障害者とその家族の地域生活を支援しました。また、関係する諸団体への余暇活動プログラムの提供、キャップハンディ体験活動等を行いました。

④ 宮城県啓佑学園、宮城県第二啓佑学園

宮城県啓佑学園では、利用児童の高校卒業後の地域移行に向けて、社会性を身に付けるトレーニングを継続して行いました。また、移行調整会議や五者進路支援会議を実施するなど、関係機関等との連携を強化し、高校生の進路支援を推進しました。

宮城県第二啓佑学園では、利用者個々の心身状況や障害特性に応じた自立訓練やグループホーム体験利用など、地域移行を見据えた自立生活支援に取り組みました。

⑤ 宮城県介護研修センター

宮城県介護研修センターでは、介護知識・技術の普及のために介護講座や認知症介護実践者等養成研修などを実施しました。宮城県船形の郷敷地内に移転したことにより、船形の郷と協力し障害者の支援に係る研修の機会を増やし、事業の拡充に努めました。また、これまでと異なる圏域での事業展開となったため、関係機関等へ事業所の周知を図りました。

福祉用具展示室の見学者数は、PRに努めた結果、前年度と比較して増加しています。

⑥ みやぎハートフルセンター

令和6年度から指定管理受託したみやぎハートフルセンターでは、管理運営共同事業体の構成員である同和興業株式会社と役割分担を行いながら、施設の適正な管理運営に努めました。

福祉に関する活動を支援するため、福祉関係団体のパンフレットを配架し、施設を利用する方々に対して福祉に関する情報を発信するとともに、ホームページを整備し、入居団体の情報や貸会議室の利用に向けた情報を掲載しました。会議室は、延べ53団体に506回貸し出しました。

（2）自主運営施設や事業所における質の高いサービスの提供

① 特別養護老人ホーム 和風園

多職種が連携し、利用者個々のケアプランに基づいて、日常生活上の介護、機能訓練、健康管理を行いました。

利用促進のため居宅介護支援事業所や医療機関等に周知を図り、利用者の確保に努めました。その結果、長期入所の利用実績は前年並みでしたが、短期入所は延べ利用者数が前年度比115.4%で877人増加しました。

そのほか、介護事故防止や介護の質の向上、職員の業務負荷軽減のため一部に利用者の見守りシステムを導入しています。今後は効果の検証など定期的なモニタリングを行い園内で拡充していきます。

② 救護施設 太白荘

安定した経営を基本とし、分析や検証を行い利用者の確保に努めましたが、延べ利用者数は前年度比96.3%で1,208人減少しています。

福祉事務所や医療機関を訪問し事業に関する情報提供を行い、相談件数及び一時入所利用実績は増加しています。一時入所の延べ利用者数は前年度比386.9%で637人増加しましたが、長期入所には至りませんでした。

(3) 令和6年度末で廃止した事業所及び事業

① 養護老人ホーム 偕楽園

利用者の高齢化により身体機能が低下しているため、利用者の特性に合わせた活動を提供し行事への参加の機会を増やすことで、生活の質の向上につながるよう努めました。

宮城県から移譲を受けて運営してきましたが、施設の老朽化が進むとともに、利用者の減少が続いたことから、本会運営事業の見直しによる施設閉園の決定に基づき、関係機関と連携しながら、利用者の新しい生活の場への移行を丁寧に進め、令和7年3月31日をもって閉園しました。

② 地域支援センターしんぼし

地域支援センターしんぼしは「生活介護事業ひだまり」と「共同生活援助事業わがや」で構成され、地域で生活する障害者が日常生活や社会生活を営むことができるように、社会参加へつながる支援を行ってきましたが、本会運営事業の全体的な見直しにより事業を廃止することとなり、令和7年3月31日で終了しました。

なお、利用者には不安を与えないように丁寧な説明と引受け法人への円滑な引継ぎを行い、令和7年4月1日から新たな事業所が同施設で運営しています。

③ 児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業ふわり

地域支援センターぱれっとで行っていた本事業は、在宅の重症心身障害児へ日常生活動作の訓練やレクリエーション、季節の行事を取り入れた日中活動の支援を行ってきましたが、利用者が非常に少ない状況が続いていました。本会運営事業の全体的な見直しの中で、他事業所によるサービスでニーズに対応できると判断し、事業を廃止することとし、令和7年3月31日で終了

しました。

④ 訪問介護事業むつみ及び共同生活援助事業富ヶ丘ホーム

地域支援センターなごみなで行ってきた「訪問介護事業むつみ」は、偕楽園の利用者の日中の介護支援を行ってきましたが、偕楽園閉園に合わせて事業を終了しました。「共同生活援助事業富ヶ丘ホーム」は、障害者の地域生活の支援のためグループホームを運営してきましたが、本会での運営は令和7年3月31日で終了しました。

なお、「共同生活援助事業富ヶ丘ホーム」については、利用者に不安を与えないように丁寧な説明と引受け法人への円滑な引継ぎを行い、令和7年4月1日から新たな事業所が同施設で運営しています。